

第4章 快適に生活できるまちづくり

第1節 循環型社会

現状と課題

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していくためには、住民・事業者・行政が、地球環境保全の視点に立って、適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的な役割を果たすことが必要です。

近年、地球環境問題の一つとして地球温暖化が注目され、平成9年に採択された京都議定書により、温室効果ガス（二酸化炭素・メタンなど）の排出量の削減目標を国ごとに定められ、この京都議定書が平成17年に発効されたことによって、世界的規模で地球環境保全に向けた取り組みが高まっています。

本町においては、平成9年より可燃ごみの指定袋の導入、続いて平成11年からは資源ごみの指定袋の導入を図りました。また、一定枚数を上回ると有料で指定袋を販売する一部有料化を実施するとともに、家庭用生ごみ処理器の購入費助成や古紙・カン・ビン・ペットボトル等の資源回収に取り組み、ごみの減量化やリサイクル（再資源化）の推進に努めています。

今後は、複雑・多様化する環境問題に対応していくため、生活環境の見直しや自然環境の保全・省資源・省エネルギーの導入など中長期的視点に立った環境関連施策を総合的・計画的に推進します。また、より一層のごみ減量・資源化と各自がごみに責任を持つ社会の実現を図るため、平成18年より家庭ごみの指定袋を全面有料化し、持続可能な循環型社会の構築をめざします。

循環型社会

環境保全推進システムの構築

環境教育及び環境学習の推進

ごみの減量とリサイクルの推進

適正処理の推進

施策

1. 環境保全推進システムの構築

①参加・協働による環境づくりの推進

住民・事業者・行政が環境保全の活動に取り組み、一人ひとりがそれぞれの立場で参加・実践することが重要であることから、協働しながら環境作りに取り組みます。

②グリーン購入法の推進

平成12年に公布された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」によるグリーン購入は、環境負荷の少ない物品等の市場拡大により、間接的に環境保全に有効な手段であることから積極的に取り組みます。

2. 環境教育及び環境学習の推進

子どもから高齢者まで幅広い住民が、さまざまな体験などを通じて環境についての関心を持ち、楽しみながら認識を深め、知識を身につけることができるよう、公民館講座や「こどもエコクラブ」への参加を促進するなど、多様な環境教育・環境学習の機会を充実させます。

●年度別ごみ収集量の推移

単位: t

年度	可燃物	不燃物	粗大ごみ	持込ごみ	資源ごみ
平成10年度	6,681	982	523	4,067	465
平成11年度	6,670	771	444	5,866	611
平成12年度	6,672	582	568	3,836	789
平成13年度	6,843	601	384	4,449	760
平成14年度	6,983	578	402	5,073	763
平成15年度	7,150	600	452	5,077	696
平成16年度	7,093	569	440	5,156	838
平成17年度	7,100	521	439	5,893	850

資料:環境管理課

3. ごみの減量とリサイクルの推進

①ごみ焼却施設の整備

平成27年度までに新たな場所で、ごみ焼却施設の設置を図ります。また、焼却施設の建設に伴い、廃棄物の再利用等を行うリサイクルセンターを併設し、新たなリサイクル事業の展開を図ります。

②再資源化の推進

地域住民及び各種団体による資源ごみの回収を促進するとともに、不用品の再利用を促進します。また、容器包装リサイクル法対象品目の分別回収と再資源化を促進します。

③分別の周知・徹底

ごみの出し方を示したパンフレットの配布や広報、ホームページなどを通じた幅広い広報活動により、ごみの分別を徹底するとともに、回収体制の充実を図ります。

4. 適正処理の推進

①施設の適正な維持・管理

清掃工場の操業にあたっては、安全な運転管理と適正な維持管理に努め、故障・事故の事前防止と効率的処理を図ります。

②不法投棄等の防止

不法投棄禁止の看板設置や、地域住民・自治会等の協力により対応していますが、ごみの全面有料化に伴い、ルール違反をしたごみの排出や不法投棄及び野焼きなどの増加が懸念されることから、今後もパトロール監視を強化し、悪質な者に対しては、警察及び関係機関との連携をより一層密にして、防止に向けた取り組みを図ります。